

岩手県告示第585号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨岩手県企業局長から次のとおり通知があった。

平成26年8月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 二戸郡一戸町内
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年7月24日から平成27年2月20日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）